

輸入承認申請理由書の記入上の注意

<各欄への記入上の具体的注意事項>

(第1、2、8欄)

輸出者、輸入者及び予定されているすべての運搬者について、以下の事項を記入すること。

- ・氏名又は名称、住所又は所在地
- ・連絡責任者氏名、電話番号(Tel)、ファクシミリ番号(Fax)、及び電子メールアドレス(E-mail)

(第3欄)

通告番号欄には、輸出国の通告番号を記入すること。

A 輸出国の通告は、(i) 1回の移動を対象としているか、又は(ii) 複数回の移動(包括的な通告)を対象としているか、

B 処分作業の種類には、(i) 処分(非回収)作業、(ii) 回収作業のいずれに該当するか、

C 回収施設は、事前承認が与えられている施設か、

について該当欄に「×」印を記入すること。

(第4欄)

1回の移動の場合には「1」と記入すること。

複数回の移動(包括的な通告)の場合には、総移動回数を記入すること(例…総移動回数が6回の場合は、「6」と記入する)。

(第5欄)

特定有害廃棄物等の重量及び体積を記入すること(輸入統計品目表に掲げる該当品目の数量単位で記入する。)

(第6欄)

1回の移動の予定日、又は複数回の移動の場合は最初と最後の移動の完了日を記入すること。

(第7欄)

「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

事故の場合の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄に「×」印を記入すること。「あり」の場合には、その具体的内容(例…こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと)について資料を添付すること。

(第8欄)

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地があ

る場合には、「別添資料参照」と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

また、「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に従って、該当する運搬手段のコード番号を記入すること。

(第9欄)

特定有害廃棄物等の発生者に関する必要な情報を提供すること。

輸出者が特定有害廃棄物等の発生者である場合は、「第1欄に同じ」と記入すること。

また、特定有害廃棄物等の発生者が複数である場合には、「別添資料参照」と記入し、各発生者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第10欄)

あてはまる施設の種類（処分施設か回収施設か）の該当欄に「×」印を記入すること。

処分又は回収施設が輸入者である場合には、「第2欄に同じ」と記入すること。

また、処分又は回収の場所が施設の所在地と異なる場合は、実際の場所についての情報を記載すること。

(第11欄)

「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に従って、該当するコードを記入すること。

特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術（工程、方法）を記入すること。

また、輸入の理由についても記載すること。

(第12欄)

特定有害廃棄物等の一般的に知られている名称、及び有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

(第13欄)

特定有害廃棄物等の「物理的特性」を、「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に従って、該当する番号を記入すること。「その他」の場合には、その物理的状态を具体的に記入すること。

(第14欄)

(i) バーゼル条約附属書Ⅷに記載された分類記号を記入すること。

(ii) OECD決定（注）附属書3及び4の第Ⅱ部に記載された分類記号を記入すること。

(vii) バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅰに掲げるY番号のうち該当するものを記入すること。

(viii) バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅲに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応するH番号を記入すること。

(xii) 輸入統計品目番号（HSコード）を記入すること。

上記以外の欄については、記載が可能な場合は記入すること。

(第15欄)

関係国（輸出国、通過国及び輸入国）の国・地域名（領有地等の領有地名等）、入国及び出国の地点を記入すること。

（注）「OECD決定」とは、経済協力開発機構の「回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定」（1992年3月30日）を指す。

